

射水市災害廃棄物処理計画【概要版】

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本計画は、「震災廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）」（以下、「災害廃棄物指針」という。）の改定を受け、射水市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）及び富山県災害廃棄物処理計画に基づき、想定される災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な事項を示す計画です。

2. 計画の位置付け

本計画は、災害廃棄物指針に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示すものです。

3. 対象とする災害、災害廃棄物

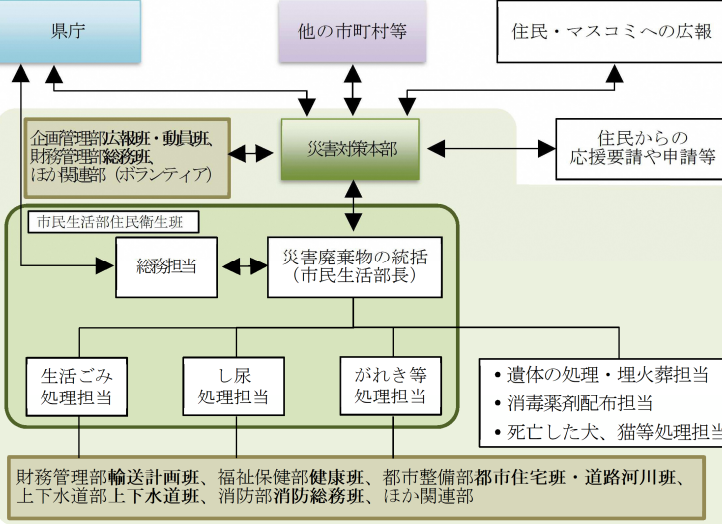
地震災害については、地域防災計画で想定されている「呉羽山断層帯地震」、「跡津川断層帯地震」及び「法林寺断層帯地震」の3断層帯地震を対象とします。

第2章 組織体制と協力支援体制

1. 災害廃棄物対策に係る組織体制

本市で災害が発生、または発生する恐れがあるときは、市役所本庁舎に災害対策本部を設置します。
本市における災害廃棄物については、市民生活部長が統括する市民生活部住民衛生班が対応します。

◆災害廃棄物処理対応組織の構成

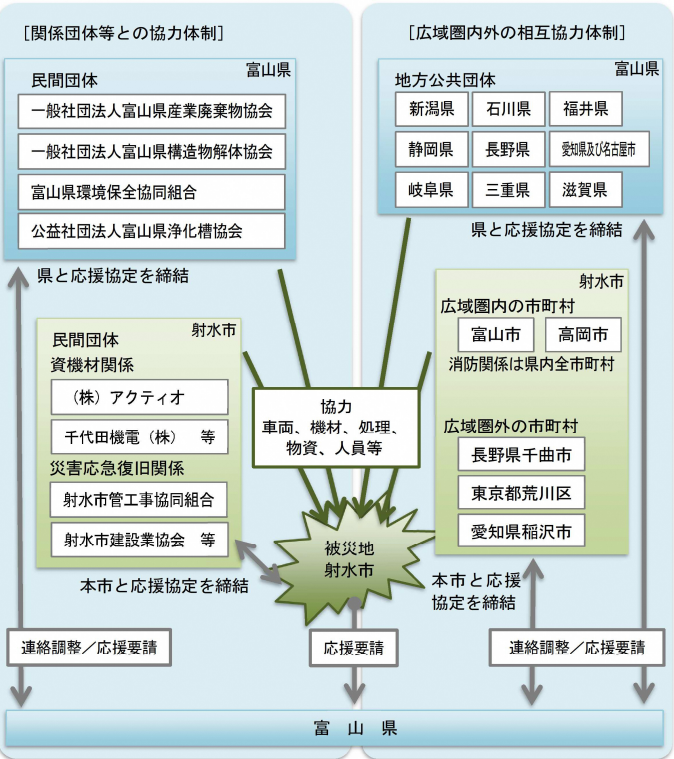


◆災害廃棄物処理における業務概要

担当	災害廃棄物処理計画上の区分 業務内容	災害 予防 平常時	災害応急対応		復旧・ 復興
			初期期 前半：後半	応急対応 前半：後半	
総務担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理（防災部署との連携も含む）	●	→		
	職員参集状況の確認と人員配置		→		
	廃棄物等対策関連情報の集約		→		
	災害対策本部との連絡		→		
	市民への広報	●	→		
	相談・苦情の受付		→		
	事業者への指導（産廃管理）		→		
	県及び他市町等との連絡		→		
	応援の要請（広域処理関係）		→		
	国庫補助の対応			→	
生活ごみ 処理担当	災害廃棄物処理実行計画の策定と見直し（処理フロー、災害廃棄物発生量推計）	●		→	
	避難所及び一般家庭から排出される一般廃棄物の収集・処理		→		
	備蓄、点検	●	→		
し尿 処理担当	処理施設復旧、必要機材確保	●			→
	仮設トイレの設置、維持管理、撤去		→		
	し尿の収集・処理		→		
がれき等 処理担当	備蓄、点検	●	→		
	処理施設復旧、必要機材確保	●			→
	がれき等の撤去（道路啓開、家屋の解体撤去）		→		
	仮置場、仮設処理施設の設置、運営管理、撤去			→	
	環境対策、モニタリング、火災対策			→	

2. 県や他の機関との協力支援体制

災害廃棄物処理にあたっては、本市に処理責任があり自らが行うのが原則になりますが、通常時起こり得るやや大きめの規模の災害を超えた場合、県へ連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務があります。
災害時の応援協定等については、下図の通りとしますが、近年の災害における教訓・知見によって定期的に内容の確認と見直しを行います。



第3章 災害廃棄物の処理(災害対応)

1. 災害廃棄物の処理

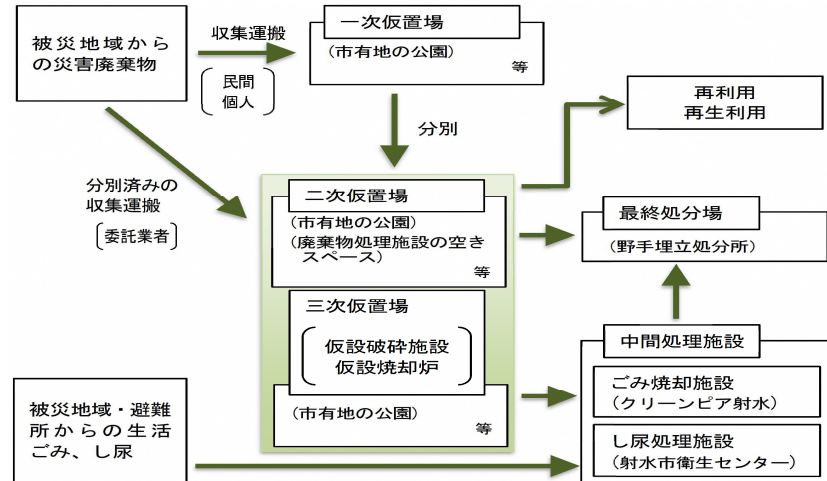
(1) 災害廃棄物、し尿及びごみ等の処理目標

	初動体制 の確立期	即時対応期 (救命中心)	緊急対応期 (救援・支援)	応急対応期 (生活の安定)	復旧・ 復興
発災	1時間	24時間	72時間	…3年	
				災害廃棄物の処理	→
			し尿処理	→	
			生活ごみ等（避難所ごみの）処理	→	

(2) 災害廃棄物の処理の方針

- ①被害情報の収集・伝達**
住民衛生班は、発災後速やかに被害情報、施設被害事項等の必要情報の収集を迅速かつ的確に把握し射水市災害対策本部及び関係機関に伝達します。
- ②ごみ収集・処理計画の作成**
住民衛生班は、迅速にごみ収集・処理を行うため、地区ごとの被害状況を考慮し、収集物及びその優先順位、収集・運搬ルートを決めます。併せて災害廃棄物の収集及び処理を適切に実施し、住民衛生の確保、地域環境の保全を図ります。
- ③仮置場の確保**
輸送計画班は、被害調査を行い環境保全に支障のない大規模休閑地（仮設置場）等を仮置場として候補地を上げます。住民衛生班は、候補地の選定、搬入ルートを策定し災害対策本部を通じて決定します。現場では非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に分別積み置きし、スペースの確保に努めます。
- ④日常型廃棄物の処理**
住民衛生班は、被災地における環境保全の必要性を考え、非常時の職員及び応援職員等による応援体制を確立し、その処理に当たります。特に生ごみ等の腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫のため、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行います。
- ⑤非日常型廃棄物の処理**
住民衛生班は、一般廃棄物処理計画に基づき、推定排出量、最終処分地及び県の要請によって他市町村等が実施する応援の状況等を考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無等についても検討を行い、廃棄物の処理を実施します。

(3) 処理フロー（イメージ）

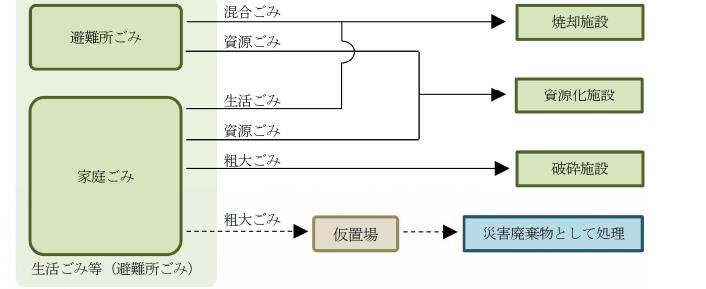


2. し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握の上、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備します。

3. 生活ごみ等(避難所ごみ)の処理

避難所ごみを含む生活ごみは、やむを得ない場合を除き、クリーンピア射水にて処理を行うこととし、仮置場に搬入しないこととします。



4. 思い出の品

思い出の品や貴重品は、保管場所の確保を行い、ルールにのっとり、回収・清潔な保管・広報・返却等を行います。

5. 許認可の取扱い

6. 処理事業費の管理(財産管理)

第4章 計画の見直し、内容の追加・修正

1. 計画の見直し、内容の追加・修正

地域防災計画に基づき、庁内の関連部と調整をとりながら、定期的に計画を更新することとします。

2. 職員への教育

災害廃棄物処理計画の実行性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする研修を行うとともに、計画的に訓練を行います。

3. 訓練と計画の見直し

本計画は、地域防災計画や国の災害廃棄物対策指針の改定等にあわせて計画内容の見直しを行います。
また、訓練で抽出された課題や協定内容の変更に応じて必要な修正を行います。